

兵庫県町道自転車転落損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

兵庫県町道自転車転落損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成二二年八月二二日

神戸地方裁判所豊岡支部 請求一部認容(確定)

1 事件の概要

自転車で町道を走行していた原告が、交差点で右折したところ、右折後進行すべき箇所水路面が開いていたため、水路に転落し負傷したとして、道路管理者である兵庫県城崎郡香住町に対して、道路上の瑕疵を理由に損害賠償を請求した事件(請求額…四二〇万四、五七二円)。

2 両者の主張

① 被告の責任について

イ 原告の主張

本件事故当時、原告が通常通行している橋が工事により通行禁止となっていたため原告は不慣れな本件道路を通行せざるを得なかったが、本件道路は原告の進行方向からは、事

故現場である本件道路右側の水路と左側水路の位置に錯覚を起こしやすい構造となっていた(左側水路が右側水路より手前にずれて見える。)にもかかわらず、水路には柵も蓋もなく、転落を遮る施設、設備は一切なかった。

道路は、道路を通行する者のうち一番の弱者に合わせた安全策をとるべきであり、通行者が道路の構造等に特段の注意を払わなくとも安全に通行できるようにするのが道路管理者の基本的義務であるため、本件のように転落の危険性のある場所を何らの安全策も講じずに放置することは公の営造物の管理上の瑕疵といえる。

よって、道路管理者である被告には原告の被った損害を賠償する責任がある。

ロ 原告の主張に対する被告の認否

本件道路左側の水路と右側水路にはずれが生じていたが、わずか数一〇センチメートルにすぎず、また、本件道路には原告の進行方向から見て水路手前に自動販売機が設置さ

れており、水路開口部が見えにくくなっていたが、原告が道路交通法に規定された通りの方法により右折していれば、水路開口部の存在は十分確認できたはずであり、これらをもって本件事故現場が転落事故発生の客観的危険性が高い箇所とはいえない。

営造物の設置、管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵の存否は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して判断すべきところ、本件事故は、原告の道路交通法の規定に反した、通常予測することのできない行動に起因したものであり、当該営造物の設置、管理に瑕疵があったということはできない。

② 過失相殺について

イ 被告の主張

原告は道路の中央より右側を直進していたところ、進路前方に高速で対向してくるトラックを認識し、これが接近する前に右折しようと考え、ペダルを踏み込んで自転車の速度を上げ、急な右折をしたところ、水路開口部に気付かず転落したものであり、安全運転義務違反及び右前方の確認義務違反の過失が認められる。

よって、仮に本件道路に設置、管理上の瑕疵が認められるとしても原告の過失を斟酌し大幅な過失相殺がなされるべきである。

ロ 原告の主張

原告は道路のほぼ中央を直進し、本件事故現場付近にさしかかったところ、前方に対向車を発見したため、これを避けるため、また当初からの予定進路であったため、自転車を右に寄せ、右折したところ、水路に転落したものであり、本件道路の具体的状況からして「通常予測することができない」右折方法ではなく、過失相殺の対象となる行為ではない。

3 判決の概要

被告には道路管理上の瑕疵があるため原告が被った損害を賠償する責任があるが、原告にも過失が認められるため、損害額の四割を減じた額が相当である。(損害賠償認容額…一六〇万八、二六五円)

4 判決のポイント

① 被告の責任

本件事故現場の水路は、本件道路を原告と同様の経路で走行する場合、被告も承知のとおり水路手前に設置された自動販売機により開口部が見えにくくなっているが、夜間においてはこ

れに加え、周辺民家の明かりが乏しく、事故現場付近を十分認識していない自転車走行者がその位置を認識することはとりわけ困難であり、転落の客観的危険性が高い箇所であるということができる。本件事故で原告がとった経路は通常あまり利用されない経路であるが、本件事故前から付近の橋が架け替え工事により通行禁止になっており、道路管理者である被告はこの結果として本件道路の通行量が増加し、また、それに伴い本件事故現場付近での水路転落の危険性が高まることが予測されたにもかかわらず、何らの転落防止策も講じず、危険箇所を放置したことは管理上の瑕疵といわざるを得ない。

したがって、被告には国家賠償法第二条第一項に基づく責任があり、原告に生じた損害を賠償する義務がある。

② 過失相殺

原告が本件事故現場付近でとった右折方法は、本件道路の有効幅員及び信号機不設置の状況にかんがみて、通常予測し難い右折方法とはいえ、このことが本件事故を惹起したとは認められない。しかし、本件事故以前に原告と同様の転落事故を起こした者に原告ほどの傷害を負った者がいないこと等に照らし、原告が右折に際し、勢いよく自転車をこぎ出したことがそ

の傷害を大きなものとしたと推認されるため、過失相殺の対象として斟酌して、原告に生じた損害の四割を減するのが相当である。